

伊賀市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく監査請求に係る監査を行ったので、同条第4項の規定によりその結果を公表する。

平成30年2月7日

伊賀市監査委員 鈴木 陽 介

伊賀市監査委員 安本 美栄子

住民監査請求に係る監査結果

第1 本件請求の要旨

1 請求人

住所 伊賀市●●

氏名 ● ● ●

2 請求書の受理

(1) 請求書の受付

請求人が、平成 29 年 12 月 13 日に伊賀市職員措置請求書（以下「請求書」という。）を持参し、本件請求について形式的要件を具備していると認め、同日付けで請求書を受付した。

(2) 請求書の受理

平成 29 年 12 月 19 日に、監査委員に意見を求め、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、同日付けで請求書を受付した。

3 請求の要旨（原文のまま）

（監査委員注記：ガルバリウム鋼板及びスレート材の比較検討対象となった部材メーカーの業者名、部材メーカーの商品名、及び所在地については、記号又は空白での表記とした。）

(1) 請求の対象とする執行機関・職員

伊賀市長 岡本 栄

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実

V Eにより約 650 万円程度の建設費用が減額でき、また維持経費は建設後の 60 年間に約 2,000 万円から約 4,000 万円が不要となるにも関わらず、より安価な建設部材の導入検討を行わない、若しくは検討をさせないことは、地方自治法第 2 条第 14 項に違反し不当である。

(3) 違法又は不当の理由

伊賀市長岡本栄氏が、平成 29 年 12 月 7 日、午後 1 時 30 分より約 45 分間、伊賀市上野丸之内 116 番地 伊賀市役所内伊賀市議会議場で開催中の市政に対する一般質問に於いて、伊賀市議会議員田中覚からの現在建設中の伊賀市新庁舎の屋根工事の使用部材の初期費用と維持費用の質問があった。

その質問による指摘は、V Eにより約 650 万円程度の建設費用が新庁舎工事請負特定企業体により請負金額が減額されることが十分に予想され、同時に V Eにより維持経費は建設後 60 年の間に約 2,000 万円から約 4,000 万円不要と

なることであった。

しかし、岡本栄市長は設計会社の仕様書に記載の部材で施工を行うことに疑問を抱かず、さらに他工法や費用の検証、さらには減額のために変更の意思がない答弁があった。

伊賀市長岡本栄氏は、それらの指摘にもかかわらず品質や性能を低下させずに、より安価な部材の導入を検討しない、若しくは検討をさせないのは、地方自治法第2条第14項に違反し不当であり、また地方自治法第242条第1項にある、長の財務会計上の不当な事実(不当と思われる理由①から⑥に詳細説明)に該当し、特に公金の支出と財産の取得、契約の履行に相当な確実性を持って伊賀市民全体の利益が害されること、若しくは税の無駄遣いが明白になった。

(不当と思われる理由①)

平成27年9月8日に開催された議員全員協議会に基本設計の報告があり、その議事録(別紙資料7)を点検すると、同議事録16ページ17行目から株式会社日建設の設計部門設計部長葛原定次氏の発言に、「ポリエステル系の樹脂塗装を施した鋼板」「保証という意味では10年というふうに聞いております。」「1回当たりの再塗装としては、足場を組んだり、そういう仮設の費用も入れまして約2,000万程度と今はみております。」と記載されている。つまり、この時点で既に所謂ガルバリウム鋼板が設計に織り込まれていた。

その後の実施設計、一般には公開されていない新庁舎の建築主体工事図面を入手し、特記仕様書(5)(通し番号-07)に記載されている13章2節長尺金属板葺。材料・工法によると、工法は長尺金属板葺。形式は縦はぜ葺。形状で働き幅が340mm。板厚が0.6mm。材料は塗装溶融55%アルミニウム鋼板及び綱帯用コイル。となっている(別紙資料1)。

更に同工事図面仕上共通事項・材料表・外部仕上表(通し番号-26)には、金属縦葺屋根の欄に、より具体的に55%アルミ-亜鉛メッキ鋼板ポリエステル樹脂塗装t0.6@340縦はぜ式キャップ付・はぜ高H40.5となっている(別紙資料2)。

この仕様書を新庁舎の請負事業者である鴻池組・山一建設特定企業体に聴取したところ、代表者から「A社の仕様です。」(別紙資料3)また同種の屋根工事業者から聴取しても、「A社です。」の答えを得た(別紙資料4)。

そこで、屋根の形状をA社のホームページを閲覧し、同社製型番の「商品名B」の仕様書(別紙資料5)を発見した。そのうえで建築主体工事図面の矩計詳細図(1)(通し番号-47)(別紙資料6)で記載されている図面と照合の結果、非常に酷似している。

従って、発注者伊賀市長岡本栄氏は、部材メーカーが特定され競争が阻害さ

れていたことを看過したと考えられる。

(不当と思われる理由②)

同じく全員協議会議事録（別紙資料7）16ページ下から4行目から17ページ1行目から4行目に、「地元工業製品の利用度合いはということで、これは地元産品というものをいろいろ我々も調査しておりますけれど（中略）これはあるメーカーを指定するという意味じゃなくて、そういう受注の機会があるということで、例えば見積もりに参加していただくと。そういう意味でそういう地元の方の機会もあるというふうに思っております。」と記載されている。同様に、同議事録38ページ上から16行目から、「地元産材のメーカーについてはどう考えているかということですが、まず我々としては、こういう材料を選ぶときは、この建物の機能、性能を充分満足するものがつくれるということをお大前提でそういういろんなメーカーさんを検討しています。それとも一つ、私どもからメーカー指定、そうではありませんので、そういう機能、性能がちゃんと持てる場所というのが幾つかある中で、そういうところに、例えば見積もりをとるときには見積もりに参加していただくというような形でやっています。たまたまその中に一つの例えで書いたのは、このLIXILさんというのは書きましたけれども、これもそういうふうで、製品の性能が我々が求めるものを十分満足するメーカーさんですのでそこを入れましたけれども、ここ1社じゃなくて他にもそういうのはありますので、それを踏まえた全体の中で、最終的には最もリーズナブルなコストの見積もりを出していただくところを採用していくということを考えてます。その中に、伊賀市さんのメーカーさんで当然そういう性能、機能が満足できるメーカーさんございましたら、今後それはそういう見積もり参加の中に入っていただければいいと思っております。今現在そのメーカーさんどこかというのはまだちょっと調べてませんので、今後の設計の中でそれは各いろいろなものに対して、そういうあるレベルですね、そういうちゃんと機能、性能を守れるところのメーカーさんを我々も複数見ながら、複数の中で見積もりを出して競争してもらおうというのが大前提で考えております。」とも記載されている。さらに、同議事録44ページ上から6行目から、「それから、ちょっと先ほどの質問で1個答えてませんが、今後その図面でメーカーを特定するような表現は一切しませんので、どなたの、さっき言ったあるレベルの性能を指定して、それが品番を書いたりするつもりはありませんので、それによってどこでも見積もれるという、図面についてはそういうふうに注意したいと思っておりますので申し添えます。」とも記載されている。

また、伊賀市長岡本栄氏は新庁舎起工式において、施主としての「本市始まって以来最大規模の工事であり、地産地消や市内業者の育成の観点から地元業者の参加機会を確保してほしい。無事完成と一日も早く新庁舎ができることを

お願いしたい。」と挨拶をし、その内容が伊賀市公式ホームページに掲載されている（別紙資料8）。

従って、現詳細設計図面には設計会社も設計会社に対して岡本栄市長も、地元メーカーへの配慮がなされず基本設計の仕様が反映されたままになっていることは、当該屋根工事の経済性や効率性、または有効性が損なわれたので3E監査の視点に合致する。

（不当と思われる理由③）

新庁舎の工事設計書の中、屋根工事の設計金額を調査した（別紙資料9）。伊賀市の設計金額は屋根（1）から屋根（2）～（5）の合計金額は81,494,908円であった。同様に、C社が伊賀市建設部に平成29年10月23日に提出した御見積書には74,142,345円と記載されている。ただし、C社の見積書（別紙資料10）には屋根下地のゴムアスルーフィングが記入されていない。また、屋根下地の硬質木毛セメント板同じく屋根下地の硬質ウレタンフォームも見積もりされていない。C社に見積もり内容を確認すると、屋根（1）及び屋根（2）～（5）における屋根下地材アスファルトルーフィング940と野地板のだんねつくん（ニチハ製、商品名）の空欄は、「商品名D」葺きの項目の単価に含まれると回答を得た。

C社から聴取した際、基本設計や詳細設計時に工場が伊賀市にある地元メーカーであるが、設計会社よりVE提案や見積依頼が無かったため、正式な設計金額が出せない状態であったらしい。C社から伊賀市建設部にその旨を報告し、併せて金額資料提出の際（最終平成29年10月23日）に屋根の工法や資材の変更について、最終的に別途工事と記載がある樋工事の樋下地工事と落し口工事の価格は原設計価格にスライドして頂くよう伝えた上で合計金額を提示した。その金額は、74,142,345円程度が妥当な設計金額と伝えたとのことであった。

従って、品質・性能を以下に変更することなく約650万円の減額をC社が提言している。

（不当と思われる理由④）

両社の維持費の検討をすると、A社ホームページよりの鋼板比較表（別添資料11）を引用すると、上記議事録と工事設計書から屋根材に使用されようとしている鋼板の種類は、ポリエステル樹脂で塗装され製品保証が最大10年、メンテサイクルが7から9年とされている。C社

の見積書から屋根に使用される金属部材は、フッ素ガルバリウム鋼板で提案されている。そのフッ素ガルバリウム鋼板は、一般的に塗膜保証20年、メンテサイクルの目安として20～22年とされている。またC社の「商品名D」の耐用年数は30年の経年変化は殆ど無いと

記されている（別添資料 12）。

そこで、金属部分のメンテサイクルを、新庁舎耐用年数をおおむね 60 年と仮定すると、一方は 10 年目 20 年目 30 年目 40 年目 50 年目、そして 60 年目に再塗装を施すと、2,000 万円×5 回の約 1 億円。もう一方は、20 年目 40 年目、そして 60 年目で、2,000 万円×3 回の 6,000 万円となる。その差額は 4,000 万円である。

従って、ランニングコストは圧倒的に C 社 が税金の無駄遣いを防ぐことになる。

（不当と思われる理由⑤）

伊賀市長岡本栄氏は田中覚の質問に対して、「施工実績がないので C 社を採用しない。」、また「施工実績が無いことを C 社 から直接聞いた。」と答弁した。

しかし、C 社の施工実績に伊賀市新庁舎とほぼ同じ規模で 5 階建て、床面積 14,000 m²弱の酒造メーカーの白鹿工場がある（別添資料 13）。また、その工場は阪神淡路大震災の被災地の西宮市に所在している。

従って、答弁者の伊賀市長岡本栄氏は、調査不足であり、再検討や再調査、またはこの理由をもって、採用しない、または採用を検討しない理由にならない。

（不当と思われる理由⑥）

伊賀市新庁舎の工事請負契約は、議会承認案件につき平成 29 年 3 月 8 日の本会議によって可決された。前述の起工式は同年 4 月 17 日に举行された。一般的にその起工式の内容が周知されるのは、伊賀市ホームページに記載された同年 4 月 26 日であった。

そこで、C 社 はその記事を以って同年 4 月 28 日に、市長、副市長（秘書課）、財務部、建設部と初めて屋根に係る資材の周知活動と営業活動を始めた。同様に同年 10 月 23 日までの間、幾度となく財務部や建設部、同時に特定企業体の現場事務所を訪問し協議を重ねていたことは、建設部材の検討や再検討に要した時間が足りないとはいえない。

従って、性能や品質と価格については十分検討する時間があつた。

最後に、地方自治法第 2 条第 14 項に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。と規定されている。今回の工事は地元工事に請負金額の 20%と条件を付けているが、最大の効果とは、地元産品を市内事業者の施工＞地元産品を市外事業者の施工＝市外産品を市内事業者が施工＞市外産品を市外事業者が施工、の優先順位が一般的である。

つまり、納税の観点、雇用の観点、市長が起工式で挨拶した、市内業者の育成の観点に十分な配慮がなくてはならない。

(4) 伊賀市に生じている（見込み）の金額

VEにより約650万円程度の建設費用が減額でき、また維持経費は、建設後の60年間に約2,000万円から約4,000万円が不要となる。

(5) 求める必要な措置

現在屋根工事が未着工であるため、当該工事を直ちに停止させ、より安価な建設部材を使用するよう当該行為の是正を求める。

事実証明書類（添付資料）

- ① 伊賀市庁舎新築工事（建築主体工事）に係る実施設計書の特記仕様書に記載されている13章2節長尺金属板葺 材料・工法の仕様を示す書類
- ② 仕上共通事項・材料表・外部仕上表記載の仕様を示す書類
- ③ 特記仕様書に記載の部材が A社 製であることを証する書類
（その1）
- ④ 特記仕様書に記載の部材が A社 製であることを証する書類
（その2）
- ⑤ A社 製型番の「商品名B」の仕様書
- ⑥ 伊賀市庁舎新築工事建築主体工事図面の矩計詳細図（1）
- ⑦ 議員全員協議会議事録（平成27年9月8日開催）
- ⑧ 市ホームページでの伊賀市庁舎新築工事起工式に係るお知らせ
- ⑨ 伊賀市庁舎新築工事（第1回変更）工事設計書
- ⑩ C社 の伊賀市新庁舎新築工事屋根部に係る見積書
（平成29年10月23日付）
- ⑪ A社 ホームページに掲載の鋼板比較表1[一般鋼板]
- ⑫ 屋根材変更にかかる確認事項（平成29年10月13日 伊賀市財務部管財課）
- ⑬ 酒造メーカーの製品工場「白鹿館」が伊賀市新庁舎とほぼ同規模であることを証する書類

第2 暫定的停止勧告の適否

本件請求では、当該屋根工事を直ちに停止させることを求めていることから、地方自治法第242条第3項の規定による暫定的停止勧告の適否について必要な検討を行った。同条同項は「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害する恐れがな

いと認めるとき」は、監査委員は当該地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対して、理由を付して同条第4項の手続きが完了するまでの間、当該行為を停止すべきことを勧告することができる旨、規定している。

この監査委員の暫定的な停止勧告の制度は、監査の結果が確定する以前の暫定的な措置であり、監査の手続きが終了するまでの間、当該行為を停止すべきことを勧告できるとするものである。

本件契約については、平成28年3月25日開催の伊賀市議会定例会において伊賀市庁舎整備事業を含む発議第4号で修正議決された部分を除く「平成28年議案第1号平成28年度一般会計予算」が賛成多数で、及び「平成28年議案第15号平成27年度一般会計補正予算（第5号）」が全会一致で可決され、更にはその予算の範囲内で平成29年3月8日開催の伊賀市議会定例会において「平成29年議案第47号工事請負契約の締結について」が賛成多数で可決されており、当該議決に基づき契約が締結されている。その後、伊賀市会計規則に則って当該工事代金の予算執行として支出負担行為等の手続きが取られているところである。本件契約によって生じる当該行為の違法性については、監査委員の監査により判断するものであり直ちにその判断を行うことはできず、故に当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由はなく、また市に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要がある場合に該当するものとは認められない。

よって、地方自治法第242条第3項の場合には該当しないものと判断し、平成29年12月25日付で暫定的停止勧告を行わないことを監査委員の合議で決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

当該行為が、地方自治法第2条第14項に違反し、違法又は不当な公金の支出、財産の取得及び契約の履行に当たるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づく陳述について、請求人に確認したところ、陳述の機会は求めないとのことであった。

また、新たな証拠書類もないとのことであった。

3 監査対象部課の事情聴取内容

平成30年1月16日に、監査対象部課である財務部管財課に関係書類の提出を求め、関係職員から事情を聴取した。

その内容等は次のとおりである。

- (1) 伊賀市庁舎新築工事实施設計書では、製造者品番を載せてはいるが、品番は同

等品を保証するもので、当該部材と同等以上の品質を守れる部材であれば、サイズ等が違えども、どのメーカーの製品でもよいとしている。

(2) 伊賀市庁舎新築工事においては、下請等を含め2割以上を市内業者で施工するとの条項があり、当該条項内においてどのような部材を使うかは、市の上承を得て最終的には施工業者が決めることであって、市が部材を指定し施工業者に指示するものではない。請求人提示の部材（以下「提示部材」という。）についても伊賀市庁舎新築工事实施設設計業務受託業者である株式会社日建設計（以下「設計会社」という。）と同工事請負業者である鴻池・山一特定建設工事共同企業体（以下「施工事業者」という。）に対して照会したが、設計会社及び施工事業者ともに、検討はしたがあと施工予定の太陽光パネル設置に伴う雨漏りのリスクや、また提示部材は使用されてから15年程度しか経過しておらずそれ以降の状況は判断できないため、製品的に懸念があるのでガルバリウム鋼板（以下「現行部材」という。）を使用したいという回答であった。

(3) 屋根部分に係る工事費については、C社（以下「市内部材メーカー」という。）から市に提出された当初の見積書では、元設計の現行部材より140万円程度高額な見積りが提出されるなど、当初は価格面でも有利といえないものであった。その後、見積り差替えにより現行部材より650万円程度安価な額に変更されたものが提示されたが、設計会社と施工事業者による屋根材変更に伴う収まり等の検証がされていない段階での見積り金額であり、通常積算手順を踏んでいない積算金額であることから、実際に650万円安価になるかどうか分からない。

(4) 設計会社から伊賀市に提出されている現行部材のメンテナンス計画は、2社からヒアリングし作成されているものであるが、施工後、1年目、2年目、10年目の目視検査を経て18年目で全面再塗装、更に34年目で全面再塗装とされており、A社のカタログにメンテナンスサイクルが7～9年と記載されているのは目視検査を含んでのことで、10年目での全塗装は事例がなく、通常メンテナンスサイクルは18年目の仮設足場工事を含む2,000万円程度/回となり、34年目、それから庁舎の耐用年数50年目と、新庁舎耐用年数期間内で2～3回程度が現実的であると考えられる。

一方、市内部材メーカーから提出された提示部材のメンテナンス計画は、金属部分がフッ素ガルバリウム鋼板で、スレート部分及び金属部分ともに10年毎の点検補修120万円に加え、30年目に部分塗装、再塗装、葺き替えのいずれかを選択しなければならないが、再塗装では1,200万円と安価になるが、全面葺き替えとなった場合7,200万円となるとしている。選択する工法によってメンテナンスの考え方も大きく異なることから、対等な条件比較は困難であり、実際に4～6千万円

安価になるとはいえない。

事情聴取に際しての提出資料（後日、提出された資料も含む。）

- 資料Ⅰ 設計会社からの屋根材についての回答（平成30年1月12日付）
（屋根部材に関する設計会社の見解）
- 資料Ⅱ 設計会社からの屋根材についての報告（平成29年10月4日付）
（設計会社及び施工事業者からの提示部材屋根検討結果）
- 資料Ⅲ 屋根材質問事項（平成29年10月13日付）
（市の質問事項に対する市内部材メーカーからの回答資料）
- 資料Ⅳ メンテナンス計画（現行部材屋根（設計会社）／提示部材屋根（市内部材メーカー））
- 資料Ⅴ 提示部材採用実績一覧（市内部材メーカーの資料）
- 資料Ⅵ 伊賀市庁舎設計にかかる前提条件について
（平成27年1月22日 財務部管財課庁舎整備推進係資料）
- 資料Ⅶ 近年の伊賀市発注大規模建築物の屋根施工実績
- 資料Ⅷ 伊賀市庁舎整備事業スケジュール
- 資料Ⅸ 現行部材屋根 庁舎施工実績
- 資料Ⅹ 伊賀市庁舎新築工事（建築主体工事）仕上共通事項・材料表・外部仕上表

第3 監査の結果

1 判断

以上の伊賀市職員措置請求書の内容精査及び関係調査を踏まえ、本件の措置請求でより安価な建設部材の導入検討を行わない、若しくは検討をさせないことは、地方自治法第2条第14項に違反し、不当な公金の支出、財産の取得及び契約の履行に該当するという請求人の主張について、以下判断する。

まず、請求人が不当と思われると主張する①ないし⑥については、次のとおり各々判断する。

- (1) 請求人は、伊賀市庁舎新築工事实施設計書に記載の内容から部材メーカーが特定され競争が阻害されていたことを、発注者である市長は看過したと主張しているが、以下判断する。

伊賀市庁舎新築工事（建築主体工事）に係る実施設計書の『仕上共通事項・材料表・外部仕上表』において、確かに特定のメーカーが取り扱う仕様の記載があるが、同資料には「注 製造者・品番は、同等品以上とする。」との記載もある。この記載は、同等品を保証するもので、当該部材と同等以上の品質を

守れる部材であれば、どのメーカーの製品でも良いとされるものである。従って、「競争が阻害されていた」とまでは言い切れない（「資料Ⅹ」により判断。）。

- (2) 請求人は、現詳細設計図面には設計会社及び市長が地元メーカーへの配慮がなされず基本設計の仕様が反映されたままになっていることは、当該屋根工事の経済性や効率性、または有効性が損なわれたと主張しているが、以下判断する。

市は、市内部材メーカーから部材の提案を受けて以降、設計会社と施工事業者に対して提示部材の使用の可否について照会しており、それを踏まえて市内部材メーカーに対して屋根材に対する質問を行うなど、市内部材メーカーが扱う部材の検討を行っている。結果として提示部材は採用されることはなかったが、「地元メーカーへの配慮がなされず基本設計の仕様が反映されたままになっている」とは言えない（「資料Ⅱ」「資料Ⅲ」により判断。）。

- (3) 請求人は、市内部材メーカー提案の提示部材を屋根部分に係る工事に使用することにより品質・性能を低下させることなく約 650 万円の経費削減となると主張しているが、以下判断する。

本工事では、トータルコストで回収できる自然エネルギーは採用していくという基本コンセプトの下、あと施工での太陽光パネル設置を設計にしている。提示部材にて太陽光パネルを設置する場合、屋根材や防水層を貫通することになり漏水や破損の可能性が生じるうえ、太陽光パネル設置に起因する不具合については「製品本体保証」「色 10 年保証」の対象外になるとのことである。また、(4)にて後述するが、耐用年数は提示部材より現行部材の方が長いとされている。品質・性能には、多数の要素があり、一概にどちらの部材の品質・性能が高い、低いと決めることはできない。しかしながら、あと施工での太陽光パネル設置を考えた場合、提示部材を使用するには品質・性能面で不安があるとして、現行部材を選択した市の判断は理由があるものである（「資料Ⅱ」「資料Ⅲ」により判断。）。

- (4) 請求人は、金属部分のメンテサイクルを、新庁舎耐用年数を概ね 60 年と仮定すると、現行部材でのメンテナンス計画では 10 年目 20 年目 30 年目 40 年目 50 年目、そして 60 年目に再塗装を施すと 2,000 万円×5 回の約 1 億円で、市内部材メーカー提案の提示部材での同計画では 20 年目 40 年目、そして 60 年目で、2,000 万円×3 回の 6,000 万円となり、その差額は 4,000 万円でランニングコストは圧倒的に市内部材メーカーが税金の無駄遣いを防ぐことになると主張しているが、以下判断する。

一般的に提示部材より現行部材の方が耐用年数は長いとされており、設計会

社が現行部材のメーカーである2社と施工事業者経由で提示部材のメーカーである市内部材メーカーに確認したところ、定期的なメンテナンスを前提とした屋根材の耐用年数は、現行部材が50年、提示部材が35年である。上記の現行部材メーカーによると、現行部材について、再塗装は18年毎で耐用年数期間中には最大で3回の6,000万円(2,000万円×3回)で済むとの回答を得ている。一方で、市内部材メーカーの回答では、提示部材はスレート部分及び金属部分ともに10年毎の点検補修120万円に加え、30年目に部分塗装、再塗装、葺き替えのいずれとするか検討・判断しなければならないとされている。再塗装の場合は1,200万円と現行部材より安価になるが、全面葺き替えとなった場合7,200万円となり、メンテナンス方式が葺き替えの場合は現行部材より高額となる。このように、単純な比較は困難であり、提示部材の方がランニングコストは安いという請求人の主張は理由がないと判断する(「資料Ⅱ」「資料Ⅲ」「資料Ⅳ」により判断)。

- (5) 請求人は、市内部材メーカーの施工実績に伊賀市新庁舎とほぼ同規模の酒造メーカーの工場があり、施工実績がないことが採用しない、または採用を検討しない理由にならないと主張しているが、以下判断する。

市長の市内部材メーカーは施工実績がないとの市議会一般質問の答弁に対する、請求人の「施工実績がないことが採用しない、または採用を検討しない理由にならない」との主張は正しくそのとおりである。しかしながら、市は「施工実績がないことが採用しない、または採用を検討しない理由」として採用しなかったのではなく、上述のとおり多岐に亘る検討の結果、市内部材メーカーの製造する提示部材ではなく、多くの全国自治体が庁舎施工実績を有する現行部材の使用に至っているものである(「資料Ⅱ」「資料Ⅲ」「資料Ⅳ」「資料Ⅸ」により判断)。

- (6) 請求人は、市内部材メーカーの提案を受け建設部材の検討や再検討に要した時間が足りないとはいえず、性能や品質と価格については十分検討する時間があつたと主張しているが、以下判断する。

上述のとおり、市、設計会社及び施工事業者において検討された結果、現行部材が使用されるに至った経緯がある。

なお、請求人が不当と思われると主張する①ないし⑥についての判断は上述のとおりであるが、併せて一連の諸手続きに係る違法性の有無についての検証も行った。

当該屋根工事を含む今回の庁舎整備事業全体の当初及び補正予算の措置や契約

の締結などは、上記の暫定的停止勧告の適否でも述べているように、全て市議会に上程され議決を経て行われており、その後、伊賀市会計規則に則って当該工事代金の予算執行として支出負担行為等の手続きが取られているところである。従って、適法な諸手続きを経ているものであり、違法性は認められないと判断する。

2 結 論

本件公金の支出、財産の取得及び契約の履行については、上記判断で述べたように、いずれも法令違反はなく、また、根拠のない行為ではない。よって、市に財産的損失が生じたと言えず、適正なものである。

以上のことから、本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求は、請求の理由がないものとして棄却する。

3 意 見

本請求において、違法性及び不当性については、理由がないとの判断を示したところであるが、監査をとおしての所見として次のとおり意見する。

市長が新庁舎起工式において、本市始まって以来最大規模の工事であり、地産地消や市内業者育成の観点から地元業者の参加機会を確保してほしいと述べていることから、請求人の市内業者育成の観点に配慮すべきとの請求内容の意図については十分に理解できるところである。

平成 30 年 1 月 16 日の事情聴取の際に、市からは伊賀市庁舎新築工事をはじめ入札結果情報の周知方法については市ホームページ等で行い、当該工事に関しては広報で特集を組み市ホームページも含めその都度オープンにしており、入札結果等の情報収集は各々の企業努力によるものであるとの説明を受けているところである。確かに市が説明するように、企業努力により入札結果情報を収集することが大前提であることは理解できる。しかしながらその一方で、本件についていえば、市内業者育成の観点から部材に関係なく地元メーカーの一覧を設計会社と施工事業者に提示し、まずはその中から最善の部材を検討・使用させるなど、より細やかな市内業者育成のための配慮があってもよかったのではなかろうか。

今後は、今回の事案を鑑みて、更なる地元業者育成の方策構築について努められることを期待したい。

< 教 示 >

請求人から提出される住民監査請求は、住民訴訟の前置主義として位置づけられています。したがって、監査委員の監査結果等に不服があるときは、地方自治法第 242 条の 2 第 2 項の規定に基づき、30 日以内に住民訴訟ができることとなっています。